

消 防 予 第 3 7 1 号  
平成17年12月6日

各都道府県知事 殿  
各指定都市市長 殿

消 防 庁 次 長

「第52回文化財防火デー」の実施について（通知）

文化財の防火に関しましては、平素から特段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

来る平成18年1月26日（木）の「第52回文化財防火デー」を迎えるにあたり、このたび、別添のとおり、文化庁次長との連名により運動の実施要項等を貴都道府県教育委員会教育長あて通知したところです。

つきましては、貴職におかれても文化財の所有者、管理者その他の関係者と協力して、本趣旨の周知徹底を図るとともに、別紙の実施要項及び下記事項の実施につき、貴都道府県内の市町村に対してもよろしくご周知下さるようお願いいたします。

なお、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が昨年9月に施行され、現在各都道府県において「国民保護計画」の作成が進められていますが、貴職におかれましては、今後の文化財防火について、失火や放火等への対策に加えて、武力攻撃災害に起因する火災等に対して、十分な対策を講ずるようお願いいたします。

記

各市町村は、別紙の実施要項に定める諸事項について、あらかじめ管内に存する文化財等の所有者、管理者又は関係者と協議の上実施計画を作成し、これに基づいて効果的な運動を展開すること。